

越 監 公 表 第 7 号

地方自治法第199条第12項の規定により、市長から平成29年7月18日付け越監第76号の定期監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので別紙のとおり公表する。

平成29年 9月28日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 竹 岡 善 幸

越谷市監査委員 金 井 直 樹

越谷市監査委員 松 島 孝 夫

## 監査の結果に係る措置について

市長公室 公共施設マネジメント推進課

### 【指摘事項】

#### <収入事務>

- (1) 収納事務において、普通財産の貸付期間及び貸付料の算定に誤りのあるものがあった。

貸付料の額は、市長決裁により定めた普通財産（土地）の貸付料単価を基に算定される。本件の貸付料の額を算定する際の単価は、1㎡に対する1月あたりの単価であるため、当該土地の貸付料については日割計算により算定された。

計算突合したところ、貸付期間の日数の計算に誤りがあったことから、貸付料が過少徴収となっていたものである。

### 【措置等の内容】

ご指摘いただいた件につきましては、土地貸付に係る貸付料の算定において、貸付時の確認行為が不十分であったために発生した誤りです。

本件貸付料については修正の手続きを行い、借受人から不足分の納入を受けました。

今後は、再発防止に向けて貸付料の算定及びその確認方法について再度周知徹底し、適正な事務の執行に努めてまいります。

## 監査の結果に係る措置について

市長公室 広報広聴課

### 【指摘事項】

#### <支出事務>

**(1) 旅費の支出事務において、電算入力誤りにより過支給となっているものがあった。**

公務のために旅行する職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例第7条に、「旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。」と規定されている。また、出張の経路に当該職員の通勤経路が含まれている場合は、市から支給された通勤手当により購入した定期券の利用による運賃の減額調整を行うこととされている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、定期券の利用による減額調整が考慮されておらず、最も経済的な通常の経路に係る旅費の支給となっていなかったものである。

### 【措置等の内容】

ご指摘いただいた旅費の過支給につきましては、越谷市職員等の旅費に関する条例第7条にて、最も経済的な通常の経路を選択することとされておりますが、定期保有区間を考慮せずに経路を選択したことにより生じたものです。

本件旅費の過支給分については、修正の手続きを行い、5月支給分の給与で調整をしました。

今後は、旅費の支出事務について職員の認識を深めるとともに、決裁時の経路確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。